

令和8年度人工知能活用システム開発等委託業務  
公募型プロポーザル審査要領

令和8年度人工知能活用システム開発等委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度人工知能活用システム開発等委託業務プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は181点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| (1) 基本的な考え方       | (30点) |
| (2) システム構築に関する提案  | (50点) |
| (3) ノウハウ横展開に関する提案 | (40点) |
| (4) 委託業務要件に関する提案  | (40点) |
| (5) 経費見積          | (20点) |
| (6) 県が推進する施策への取組  | (1点)  |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時：令和8年7月21日（火） 14：00～ （予定）

場所：新来島高知重工ホール（高知県立県民文化ホール）多目的室

※日時、場所に変更がある場合は、当課ホームページにて告知します（申し込み受理後は個別に連絡します。）。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社20分とします。
- ② プレゼンテーション時間の詳細は提案者数確定後に調整し参加者に通知します。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーション及び質疑に対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙の「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査終了後、各審査委員の審査結果を集計し、審査委員会の協議を行った後、候補者と次点者を決定します。なお、総合点数において最高点

のものであっても、総合点数が満点の60%未満の場合には、候補者として選定しません。（参加者が1事業者のみであっても、同様とします。）

- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

## 審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
基本的な考え方	本県の実情及び要求する事柄を十分理解して、具体的な提案がされているか。	30
システム構築に関する提案	①後年のシステム拡張や最新の AI モデルへの置き換えを想定したアーキテクチャとなっているか。	10
	②他自治体や他業種に展開可能なソフトウェアを選定しているか。	10
	③ユーザーが RAG に含むファイルを加除する方法が、ユーザーにわかりやすい方法となっているか。	10
	④AI が回答の生成に使用したソースを表示する際、ユーザーに理解しやすい情報が付加されているか。	10
	⑤タスク管理ツールについて、ユーザーがタスクを管理しやすい UI や機能を持っているか。また、ユーザーが管理に必要な入力項目を追加できたり、Wiki などユーザーが情報を蓄積して共有できる機能を持っているか。	10
ノウハウ横展開に関する提案	①各種セミナーの開催について、ノウハウの横展開が期待される内容となっているか。	20
	② 開発期間中の情報発信について、より多くの方の閲覧が期待できる内容となっているか。	20
委託業務要件に関する提案	プロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダー、担当者を配置し、開発に必要な知識及び技能を有した人材を適切に配置しているか。また、めまぐるしく変化する AI を取り巻く状況をキャッチアップできる人材配置や体制構築等がされているか。	40
経費見積書	① 見積金額は限度額以下であり、積算内訳が明確に示されているか。 ② 企画内容に対して妥当な金額となっているか。 ③ 企画提案の内容を含め、仕様に掲げる業務経費が全て計上されているか。	20

審査の項目	審査の視点	配点
<p>県が推進する 施策への取組</p>	<p>以下のいずれかに該当するか</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「高知県ワークライフバランス推進企業」の認証を受けているか</li> <li>2. こうち男性育休推進企業に登録しているか</li> <li>3. トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼしのいずれかの認証を受けているか</li> <li>4. 「パートナーシップ構築宣言」に登録しているか</li> <li>5. 「こうち SDGs 推進企業」に登録しているか</li> <li>6. 環境マネジメントシステムのうち、いずれかの認証を受けているか               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ISO14001</li> <li>(2) エコアクション 21</li> </ul> </li> <li>7. 障害者の雇用促進に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法定雇用率制度の適用があり、かつ、法定雇用利率を超えて障害者を雇用しているか</li> <li>(2) 法定雇用率制度の適用 はないが、障害者雇用率に算入される障害者を常用労働者として雇用しているか</li> </ul> </li> </ol>	<p>1</p>

## 証拠書類一覧

項目	提出資料
県内事業者	「競争入札参加資格者登録名簿」の写し
高知県ワークライフバランス推進企業	「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」の写し
こうち男性育休推進企業	特設サイト「高知のイマドキ夫婦はブタン夫婦」の「こうち男性育休推進企業」紹介ページに掲載されている自社の情報をプリントアウトしたもの <a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/buntanfuufu/company/">https://www.pref.kochi.lg.jp/buntanfuufu/company/</a>
くるみん、えるぼし等	「基準適合一般事業主認定通知書」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書」の写し
障害者雇用	
(1) 法定雇用率制度の適用がある場合	直近の障害者雇用状況報告書の写し (公共職業安定所の受付印のあるもの)
(2) 法定雇用率制度の適用がない場合	障害者雇用誓約書 (様式に特に定めはありませんが、土木部が建設工事競争入札参加資格申請時の様式として定めている「障害者を雇用している旨の誓約書」等を参考にしてください。土木政策課の公開ホームページに掲載されています。)
こうち SDGs 推進企業	「こうち SDGs 推進企業登録証」の写し
パートナーシップ構築宣言登録企業	「パートナーシップ構築宣言」の写し (国の「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」に掲載したもの)
ISO14001	「環境マネジメントシステム登録証」の写し
エコアクション 21	「エコアクション 21 認証・登録証」の写し